

霧島市温泉使用条例の一部改正について

霧島市温泉使用条例の一部を次のように改正する。

令和元年6月7日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市温泉使用条例の一部を改正する条例

霧島市温泉使用条例（平成17年霧島市条例第259号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	26,730 円	「	27,230 円
	40,090 円		40,840 円
	53,460 円		54,450 円
	80,190 円		81,680 円
	106,920 円		108,900 円
	133,650 円		136,130 円
	213,840 円		217,800 円
	267,300 円		272,250 円
	400,950 円		408,380 円
	534,600 円		544,500 円
	668,250 円		680,630 円
	801,900 円		816,750 円
	8,640 円		8,800 円
	12,960 円		13,200 円
	17,280 円		17,600 円
	25,920 円		26,400 円
	34,560 円		35,200 円
	43,200 円		44,000 円

」を

」に改める。

別表第3中「118円」を「121円」に、

「	6,480円	「	6,600円
	8,640円		8,800円
	12,960円		13,200円
	17,280円		17,600円
	6,480円		6,600円
	8,640円		8,800円
	12,960円		13,200円
	17,280円		17,600円
	25,920円		26,400円
	34,560円		35,200円
	43,200円		44,000円

」を」に、

「7,910円」を「8,060円」に、「4,830円」を「4,920円」に、「420円」を「430円」に改める。

別表第4中「380円」を「390円」に、「490円」を「500円」に、「600円」を「610円」に、「1,840円」を「1,870円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が令和元年10月1日から引き上げられることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。